

## アルバイトで雇う外国人留学生の所得税

17-011号  
通巻:179

近年、日本で働く外国人労働者数が増加しており、昨年の10月には100万人を突破しました。そのうち厚生労働省の調べでは、アルバイトなどとして働く外国人留学生は約20万人と確認されています。

アルバイトとして雇う外国人留学生への給与は原則課税であり、その外国人留学生が「居住者(国内に住所を所有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人)」の場合には累進税率、「非居住者(居住者以外の個人)」の場合には国内源泉所得として20.42%で源泉徴収となります。日本とアルバイトとして雇う外国人留学生の国との間で租税条約や租税協定が締結されており、その内容と手続きを行うことによっては「免税」となる場合があります。外国人留学生の中でも、割合を占めている国は、中国についてベトナム、フィリピン、ブラジルとなっています。この国の他に幾つかの国の租税条約の有無と免税か否かまとめてみました。

国	租税条約の有無と学生条項の内容による免税の判定
中国	免税○
ベトナム	免税×(日本国外から支払われるもののみ免税)
フィリピン	5年間は免税○(年間1,500米ドル(日本円、フィリピンの通貨によるその相当額)を超えないもの)
ブラジル	3年間は免税○(年間1,000米ドル(日本円、ブラジルの通貨によるその相当額)を超えないもの)
ネパール	免税×(租税条約等なし)
韓国	5年間は免税○(年間2万米ドル(日本円、韓国の通貨によるその相当額)を超えないもの)
ペルー	免税×(租税条約等なし)
インド	免税×(日本国外から支払われるもののみ免税)
パキスタン	3年間は免税○(年間150万円(パキスタンの通貨によるその相当額)を超えないもの)
バングラデシュ	免税×(日本国外から支払われるもの等は免税)

## ○ 中国人留学生は基本的に免税となる

表を見て頂いた様に、中国人留学生は基本的に免税となります。中国人留学生の場合、日本で居住するために必要な家賃や食事代などといった生計に充てるために支払われたアルバイト代は、基本的に免税となります。フィリピン、ブラジル、韓国、パキスタン人留学生の場合には、一定期間・一定金額の範囲内でのみ免税となります。またベトナム、インド、バングラデシュ人留学生は規定はありますが、日本で支払われたアルバイト代は課税対象となってしまいます。

## ○ 免税措置を受ける手続きについて

給与等が支払われる日の前日までに、所轄税務署へ「租税条約に関する届出書」を給与等の支払者を經由して提出しなければなりません。また、上記の届出書のほかに「在学する学校が発行する在学証明書」や、事業等の修習者である場合は「その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行するその者が事業等の修習者であることを証明する書類」も提出する必要があります。

## ○ 届出書等の提出が遅れた場合

アルバイト代が支払われる日の前日までに提出することが原則となりますが、事後的な還付請求により対応することが可能になります。ただ、納付があった日から5年の間に請求をしないと時効により請求権が消滅してしまいますのでご注意ください。



中国人留学生は「免税」、フィリピン・ブラジル・韓国人留学生は「一定の範囲内でのみ免税」ということでした。ただ、給与は原則、所得税の課税対象です。届け出を検討されている場合には一度、所轄税務署へお問い合わせ下さい。